

第五十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十八号

昭和四十三年五月十四日(火曜日)

午前十時三十四分開会

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

委員の異動

五月十四日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

黒柳 明君

出席者は左のとおり。

委員長

金丸 富夫君

理事

高橋 衛君

土屋 義彦君

宮崎 正雄君

阿部 竹松君

近藤英一郎君

平泉 渉君

柳田桃太郎君

近藤 信一君

竹田 現照君

黒柳 明君

委員

鍋島 直紹君

天野 光晴君

馬場 一也君

藤波 恒雄君

熊谷太三郎君

熊谷 典文君

熊谷 典文君

熊谷 典文君

熊谷 典文君

熊谷 典文君

いはい専門機関がやらなかったというところ、今度の問題の中心があるのじゃないか。こういふふういろいろといわれておるわけなんです、この点は科学技術庁としてどのような措置をとっておられたのか。この点を、まずお尋ねしておきたいのであります。

○国務大臣(鍋島直紹君) 数年来、原子力潜水艦は、もうすでに二十数回入港をいたしております。佐世保港及び横須賀港に入港をいたしております。その際、今日までの大体の、何といひますか、いわば各港湾における放射能測定の話と、寄港地の設備をいたしましては、原子力局長から補足説明をいたさせますけれども、大体これは入港しようといふと、常時いわゆる空中のモニターを、それぞれ二カ所及び三カ所に設置をしておきまして、そうして放射能の測定をする。しかもそれは常時でございますので、横須賀市または佐世保市に御委託して、その測定値を讀んでいただいで、そしていつも調査をしておるというのが表情でございます。そのほかに、科学技術庁としましては、入港時あるいはその後、あるいは中間及び出港時、出港後というようなことによりまして、観測船を設けまして、海中及び空中の測定をいたすことになって、実は今日までやってきたわけでございます。それは潜水艦がとまっておる周辺を相当範囲にわたりまするぐるぐる回って、そうしてほとんどの地点において、その測定をしていっているというふうな形でございます。

○近藤信一君 私、本案と直接関係はございませぬけれども、昨日非常に問題になっております。アメリカ原子力潜水艦のソードフィッシュによる放射能の問題について、この際、若干緊急性がございしますので、御質問をしておきたいと思ひます。

○委員(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○委員(金丸富夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、矢追秀彦君が辞任され、その補欠として黒柳明君が選任されました。

○委員(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 私は、本案と直接関係はございませぬけれども、昨日非常に問題になっております。アメリカ原子力潜水艦のソードフィッシュによる放射能の問題について、この際、若干緊急性がございしますので、御質問をしておきたいと思ひます。

まず第一に、今度の場合、いま専門的な学者の皆さんが寄って、いろいろと結論を急いでおられるようでございませぬけれども、やはり原潜寄港の際に、放射能の測定を、科学技術庁として、ある

は、御承知のとおり五月六日午前中の十時前後に観測船を出していたしましたものの中から、船から百メートル前後のところ、三カ所実は異常測定値があらわれたのでございませぬ。

で、それについて今日反省をしてみますし、やはり多くのわれわれとすれば手落ちもあつたかと思ひます。その後の調査によりまして、異常測定値には確かに計器にもあるいは計器の操作にも何ら間違いはなかつたというふうには確認をしたわけではございませぬけれども、その際、やはりそれは海上保安庁の船に、海上保安庁のほうに御委託を申し上げてやっておいて、科学技術庁の職員がこれに従来よりであった由でございませぬけれども、いなくて、臨機の措置がとれなかつたというふうな点、臨機といひますと、海水を直ちに採取するといふような措置がとれなかつた点は、全くわれわれとすれば手落ちであつたかと思ひます。今度でございます。そういう点、今回におきましてわれわれが深く反省すべき点が多かつたことだと考へます。なお、もう一つわれわれが反省すべき点を率直に申し上げます。異常値が出たときに、今日でもまだその解明に困難を来たして、各学者、専門家の方々もまだ解明がつかないというふうにいわれておりますように、海中及び空中の測定値が、海中が十倍であれば空中も十倍、海中が二十倍であれば空中も二十倍というふうには、いは同じように出ている。これが実は、普通であれば海中に放射能があれば空中とは多少値が違ふのではないかと、いふようなことを、それらの点に疑問をいだきまして、発表するのを、あつちよしした。そうして第二回調査を待つて発表しようではないかといふようなことになつたという点に、実はやはり発表の時期の面におきまして、われわれは深く反省する点があつたかと思ひます。いま考へますと、異常値は異常値として、かかるものが

検定された、直ちに再調査をしてこれの解明に乗り出すのであるというふうに発表すれば、あるいは御不安を招く点も多少少なく済んだのではないかと思われたい。しかし、その当時の実情からいいますと、何か数値に不安があったものですから、もう一回調査してから発表しようといったちゅうちゅうがあった。これは善意に解釈すれば、ある意味においてはそういう心算も当然であらうかと思いますが、やはりそういう点は今日深く反省しているというのが実情でございます。

○近藤信一君 このことは、今度の原潜の入港だけでなくして、かつてエンタープライズの入港の際、また横須賀に入港した場合等々、いろいろと私どももいたしましては、原潜の入港は危険性があると、こういうことで国民もこの点を非常に心配しておった。ところが政府は、常にその場合にいわゆる安全性のみを主張して、そうして国民にそういう危険はないのだと、そういうことを非常に強く主張してこられた。ところが、先日来の今度の入港に際して、いわゆるその安全性が逆になつて、どうも危険があるんじゃないかというふうな、調査でこれが明らかになつてきた。これは何かきょう聞かるところによると、専門的な科学者が五人でいろいろと結論を出されるのでございませうけれども、国民は実際科学的なそういう放射能に対する知識というものはない。したがって、いわゆるその点が安全性だということについては、私は未知数だと思つておる。ただ、政府が安全だと、こう言うから、政府を信じてきょうまで原潜の入港に対しても、いろいろと反対もございませうけれども、まあまあと今度で国民はそれを見てきた。ところが今度の場合、事実、海中に放射能が出てきた。そこで、いよいよ専門的な科学者が危険だと言われるので、そこで国民としてこれはたいへんなことになつた、こういうことで非常に心配をされているわけでございます。やはり私は、原潜寄港に際してまず考えなければならぬことは、安全対策をどのように持つ

ていくか、これが非常に重要じゃないかと思つておる。で、安全対策のない寄港ということは、私にはあり得ないと思つておる。それについて、科学技術庁として今日までその安全対策に対して万遺漏なき対策を立ててこられたかどうか、この点をお伺いいたします。

○國務大臣(鍋島直昭君) 安全性におきましては、これはもう政府といたしまして、科学技術庁といたしまして、あくまでこれを確保することに努力も、また安全性がなければ寄港ということに努力も、また安全性がなければ寄港ということに許されないと考えております。いわば安全性の問題について考えてまいりますと、今回の数値、いわゆる計測に出た数値は、人体への許容量といひますか、その程度の放射能であるならば人体に何ら差支さわりはないという数値ではございます。中共の核爆発の場合におきましては、これのもつと十倍、二十倍出ておりますが、あるいは千倍近いものが出ておる状態もございませう。それはそれとして、これはこれといたしまして、アメリカ側との、口上書によるいわば協定にひたし、その面におきましては、放射能は絶対に出さないというふうなこまかいアメリカ側のいろいろな入港時における協定が日本国政府とアメリカ側との間にできております。口上書という形でできておるので、そういうものを十分守つていただき、そうして安全性をアメリカ側で保証して入港する。したがって、原子力委員会といたしましては、日本とアメリカ側との取りかわした原子力潜水艦あるいは原子力艦船のいわば安全性に関する協定及び日本側からそれぞれ資料を要求したところのものがアメリカ側から提出されました。それを調査をし、審査をした結果、大体といひましようか、これであるならば安全性は保てるという形で、原子力委員会としては、内閣総理大臣に寄港の許可もよからうというふうに申し上げておつたわけでございます。で、今回の場合におきましては、まだその疑いがある、またどうも潜水艦という確証——絶対に潜水艦の放射能であるという確証——は得ていないわけでございます。

て、この点、非常に調査がまだまだ十分ではないというふうな状態もございませうが、従来におきましては、そういう確証をもって、そうして原子力委員会は総理大臣に、原潜の入港について安全性は保たれておると見ると、ただしその間に協定を要求したものと見ると、あるいは原子力委員会が資料を要求してそれを審査される等々によつて行なわれる、もちろん軍事機密の問題がございませうので、乗り込んで立ち入り検査というぐあいにはまいりません。したがって、そういう面は書類の審査といたつたようなことが多かったわけでございます。

○近藤信一君 今回の放射能を測定する計器が高い率をあらわした場合には、やはりこれに対してはまず放射能物質というものを考えていろいろと対策を立てていかなければならぬ。原因がどこにあるか、この調査をしなければならぬ。ところが、いま長官も言われましたように、実際立ち入つてどうのこうの検査するわけにいかない。ところが、科学技術庁では、その本質のほうを調べず、他に何か原因があるんじゃないかということ、他の面をいろいろと調査しておられた。そこに私は欠陥があるんじゃないか。やはりまず先に放射能の異常だということを考えて、まずその点について調査をやる、このことのほうが先決じゃないかと思つておる。ところが、いわゆる溶接がどうのこうのというふうなことで、他に原因があるんじゃないかということ、他のほうを一生懸命求めてこられた。また、長官言われましたように、実際に原子力潜水艦に立ち入つて検査するということができない、ただアメリカ側のことをばを信じてあなたの方対策を今日まで立ててこられただけのこと、ところが、実際に今回のように放射能があらわれた、海上に数力所においてそれを観測することができた、こういうことになれば、まずその原因は一体何から来たかという原因の追及を他に求めるのじゃなくて、まず原子力潜水艦ということを中心に調査すべきじゃないかと思つておる。

○國務大臣(鍋島直昭君) 異常値が出ましたときに、やはりこれは原子力潜水艦から流出した放射能ではないかという点は、最初に考えておつたわけでございます。そうしてアメリカ側に対しては、われわれの数値はこういうふうに出ているから、そちらに心当たりはないかと、つまりアメリカ側も調査をして、これに伴うデータなりあるいは心当たりなりをひとつさがして、ぜひ率直に回答を願いたいということを実は外務省を通じて申し入れはいたしましたわけでございます。その後、現地におきまして、アメリカ側の、これは記者会見でございますが、等々において、溶接の火花ではないかというふうなことを言われ、また公式には当時掃海艇がレーダーを使用したと同時に刻々にあることはある、しかしながら潜水艦自身として流出したというふうな覚えはないということ、立ち入り検査できませんから、その点、非常にまどろっこしい、これはもう率直に申しませんが、そういうことがございまして、現地調査団はまず溶接の問題、レーダーの問題等をアメリカ側にも協力を願つて、実際その実験を行なつた。ところが溶接の火花もあるいは掃海艇によるレーダーの操作も計器に対して何ら影響を与えないということがわかつた、こういうことでございませう。

○近藤信一君 そこで、異常が起つたならば、まず私は最悪の事態を考へてこの調査に当たり、その対策を立てるべきじゃないかというふうに考へるのでございませう。科学技術庁といたしましては、今度の異常観測をしてから七日経過した、そして初めて放射能だろろうというふうにあなたのほうの専門家の学者諸君の結論として中間報告としてございませうが、そしてこれは異常放射能だといふふうなことが新聞に発表された。そうすれば、いままで国民に安全だ、安全だと言つてきて、今度これが放射能であるということが突然発表された、国民はびっくりしている、科学技術

庁としても国民を愚ろうすることになると思うのですが、その点は一体あなたのほうはどのように受け取られますか。

○国務大臣(鍋島直昭君) いや、当初やはり計数が出たのは、これは計器ではつきりしておりませんが、いわば放射能の数値というものが出ておりますが、その原因につきまして、調査団も派遣して進めてきたわけでございます。なお、異常値が出ましてからその日、翌日というふうに、ほとんど毎日のように厳密に調査をいたしましたし、調査団が出ていきましてからも、いつでしたか、九日の日だったと思いますが、調査団みずから乗り込んで新しい計器も使って厳密な調査を行なっております。出港時に至りますまで、あるいは出港後におきますまで、これに対しては全然異常なる値は測定されておりません。したがって、その意味におきましては安全だと信じておるわけでございます。

ただ、それではどういふわけで六日の午前中にあいつた異常な値が出たか、その原因追及に実は全力を尽くして、調査団等も出して専門家の方々によって技術的な探求を進めてきたわけでございます。そうしてきょう中間報告を得たのが、ただいま申し上げましたように、いわゆる溶接火花でもなければレーダーでもない、計器は正確に動いていた、操作も正確であった。しかしながら、出てきた数値の問題について、先ほど申し上げました海中、空中同等であるという数値の問題についての実際の解明というものは、なかなか解明が困難である。それから数値が出たものは放射能でございますから、この放射能はどこに原因があるかといえ、ここに原子力潜水艦もいるわけで、そのほかにあるいは原因があるかも知れない、しかしながら、そこに放射能を持った原子力潜水艦があるわけでございますから、あるいは潜水艦から出た放射能であったかも知れません。断定はできないけれどもそうであるという結果になったというのを経過でございます。

○近藤信一君 原潜が最初入港する際に問題になりましたことは、放射能物質を含んだ冷却水をどうするか、これが私は非常な問題だと思っております。当時アメリカ側は放射能を海中に流すことではない、こう言って政府としてもそれを信じておられたわけですね。ところが始動時にあふれ出す放射能物質を含んだ冷却水というものが約二トンというところでございます、私もしろうとでわかりませんけれども、そうすると、原子力商船でございますならば船内も大きいから、その放射能物質を含んだ冷却水を貯蔵するタンクというものがあろうと、長官も御存じのように、非常に艦内にしては狭いところである。その原子力潜水艦の狭い艦内ではたして冷却水を貯蔵するタンクが一体つくられていくかどうか、そういう大きなタンクはないということになると、必然的にこれは冷却水は海中に流れ出すということが予想されるわけなんです。私は見たことがございませんからわかりませんが、そういうことを実際十分にあなただけのほうとしては調査されておったのかどうか。ただ、これはアメリカ側のことを信じて、出さないということをして、ただいままで行なっておられたのか。一体、その放射能物質を含んだ冷却水がどのように処置されておるかということ、あなたは、あなた方実際にお調べになったことございませぬか。先ほど長官言われましたように、艦内の立ち入りができない、こういうことになれば、一体どの辺でそういう点を調査するかということが私は根本的な問題になってくると思っております、この点はいかがですか。

○国務大臣(鍋島直昭君) 技術的なことでございますから原子力局長から。
○政府委員(藤波恒雄君) 御質問の原子力潜水艦の原子炉の構造等につきましては、われわれ詳細は知らされておられません。それで、その廃棄物の処理に關します約束につきましては、先ほど長官が触れましたアメリカ政府の声明書あるいは口

上書の中に入りたわれておまして、たとえば使用済みの汚染除去剤、これはイオン交換樹脂のようなものでございますが、そういうものは艦内では捨てない、あるいは艦内で燃料の取りかえ等はやらないというふうなことが規定されておりました。ただいま御質問の中にお触れになりました一次冷却水等の液体のものにつきましては、こういう表現になっておるのでございます。周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定し得る程度の増加をもたらすような放出水その他の廃棄物は軍艦から排出されません。こういう表現であらわされておりました、この中に包含をされると、こういう解釈をいたしておられます。一次冷却水の貯蔵タンクなり、あるいはその操作ルールといったものにつきましては、詳細に知らされてないの

でわからないのが実情でございます。
○近藤信一君 それはアメリカ側の規定の中に書いてあるだけのこと、実際始動して冷却水があふれてくるということが私は予想されるわけなんです。あふれたければ今回のように数カ所において異常性を観測したというふうなことはよくあり得ないかと思つた。たまたま、それがどういふかあふれたから、海中に出て放射能の観測をすることができたと思つたのですが、学者諸君が観測したわけなんです。それでこれは危険だということになっていったわけですね。そうすると、これが海中にもぐらないで、おった場合でも、たとえば商船で貯蔵した場合でも、何かの機会であふれることもあると思つた。たとえば故障ができた場合—今度の場合はそうじゃなくて、狭い艦内でどれだけのタンクが用意してあるものか、私はそれを見たこともないし、わかりませんけれども、それが満水になってくれればどうも始末しなげなことはないかというふうになるでしょう。規定には放水しないというふうにあるけれども、万やむを得なくなつてくれればこれはやらなきやならぬこともあると思つたので、今度の場合、これはそういう結果じゃないかというふう

に思つたのですが、それでなければ私は今度の観測

についても発見することができなかったと思つたけれども、従来、あなたの方のほうで何回も観測されて異常性がない、ないと発表されてきたのが、今回異常性がある、こう出た。これは現実の問題として出てきたわけですね。そうすれば、やはり国民が心配するところ、これはきたわけなんです。特に、日本の国民は魚介類を常食にしておるわけなんです。放射能の流れたものが魚なり、貝なり、こういうものに透過した場合、それを食べる。国民としてはまことに危険に感じたいと思つた。こういう点については、目下科学者がいろいろと調査しておられるから、どういふ結論が出るかわかりませんが、昨日からきょうというところ、新聞を見ておられると、ますますこれは危険性というものが濃厚になつてきたと思つたのであります。だから、そういう点については、やはり科学技術庁としても専門家を網羅しておられる庁でございますし、また、国民に対するところの今日までしばしば言明してこられた安全性に対して、安全でないということがここのところに出たわけですから、これは国民が納得する対策、安全対策というものを私は立てるべきだ、そうして国民にやはり心配のないようにしていかなきゃならぬと思つたのです。私時間ございませぬから、もう多く質問できませんが、やはりそういう点について、科学技術庁としては将来どういふふうな方針で、そういう点を危険のないようにしていくか、もし、これがきょうあつた場合、原潜の寄港に對してあなたの方のほうのような措置をとられるのか、その点をお伺いして私の質問を終わります。あとに譲っておきたいと思つた。

○国務大臣(鍋島直昭君) 原子力潜水艦の問題につきましても、今後アメリカに對しては、この原因關係はまだわかつておりませぬけれども、探究の結果が出れば、もちろんそれを基礎に申しませんが、少なくともこういふ事態についてアメリカ自身もよほど考へていただかなければならぬ。ただ問題は、原子力潜水艦が汚染源であるという

して、それにもかかわらず、今回のこちらの独自の調査あるいはすべての総合結果というものを含めて、いい結果が出る出ないにせよ、きつと問題点を分析して、それでアメリカ政府に突きつけて、これに対して文書でいかり書いてくれ、あるいはこれに対するデータをできるだけ、核に対する要らざる不安というものをなくす、これにたいやチャンスじゃないかと思いたすけれども、ちよつと先のことで申しわけないですけれども、これはまだ調査中で結果が出ないので、いまさらこんなことを言うと思しわけないと思つて、それが、これも一つの国民の声じゃないかと思つて、どうでしょう。

○国務大臣(鍋島直昭君) いま言われたとおりに思ひます。よく承つておきます。

なお、アメリカからも来ることでございますから、これは調査団にわれわれは容喙をせたり、それにちよつと出づつものはございせんが、調査団自体もきのうの山崎博士のお話等によれば、尋問をするような気持ちで調査団を迎えたい、こつちのような気持ちで、これは国際語としてかどうかわかりませんが、そういう気持ちでも言われておりましたので、ひとつしつかりやつていただきたいと思つておきます。

○黒柳明君 最後にもうひとつ、結局イギリスの例にもあつたように、魚介類の採取ですね、それからやばり人体でコバルトが濃縮されて非常に危険であるというふうなことで、すけれども、いま佐世保の漁業組合でも気は使つていふと思つて、すけれども、当然これは取つて食べられることではないと思つて、その点の処置というものは万全なものでしょうか、あはれは。

○政府委員(藤波恒雄君) 港内の放射線の調査体制の中には、先ほど長官が最初に説明申し上げましたモニタリングポストでありますか、あるいはモニタリングポストによります調査のほかに、海水でありますか、海底土の採取、あるいは海洋生物の採取による測定というふうなものも定期

的にやつておるわけでございます。こういう海底土とかあるいは生物に対します調査というものは長期的に継続的に行なうべき性質のものでございまして、われわれとしましては、現在年四回といふルールをきめてやつておるわけでございますが、今回の影響もどのように出るかということもよく念頭に置きながら慎重にやつてまいりたいと思つております。

○委員長(金丸富夫君) 速記をとめて。

○阿部竹松君 長官並びに局長にお尋ねする前に……中座をいたしましたので、もし私の質問と前に質問された方とダブルの場合は、それは速記録をこらんなつていただきたいということで御答弁をいただきたいと思ひます。

第一番にお尋ねしたいことは、本件について本日四度目ですから、あらゆる角度から伺つておるわけですが、その中で私の一番懸念するところは、いろいろ原因はありましようけれども、火のないところに煙は立たぬ。したがつて、これはアメリカの原潜のよつて来たところの原因ではありませんかというお尋ねをしたところが、局長は言下に否定された。今日でも前回の委員会と同じに、原潜は全然関係ございせんという御答弁であるかどうか、まずお尋ねいたします。

○国務大臣(鍋島直昭君) 先ほどお答えいたしました、簡単に、これは重大なことですからお答えを申し上げます。

昨日夕刻、佐世保に出しました山崎博士を中心とする調査団が二回、三回検討を加えまして、昨日の私の手元に中間報告がございました。その中におきまして、従来いわれておつた計器の故障はどうか、これはない。それから測定の際に何か問題があつたのではないか、それはない。それから溶接等の火花等の影響はないか、その影響はない。レーダーの影響はないか、それはない。したがつて、残されたものの数値と原因については、その数値の出方においてまだ説明できないとい

う、その数値の解釈といましようか、その点においてまだどうも困難性がある、ということ、同じように十倍ぐらゐ空中も水中も海中もなつていふというその解釈に非常にむずかしい困難性がある。それからその原因については、いろいろ考へてみるけれども、常識的に考へてそこに原子力潜水艦があつたわけですから、それから流れ出たといふことも一応考へられる。これ以外にあるかわかりませんが、そういう点は、仮定の問題でございまして、現在そこに放射能を持った原子力潜水艦があつたわけですから、それから流出されたといふことも考へられる、しかし、これを断定することはできない、こつちのようなお答えをさせていただきます。これがきのうの中間報告の結論でございます。

なお、続いて原因探求について調査する、こつちいふに申しております。

○阿部竹松君 いかにか科学が進歩しております、直ちに断定を下すということは困難であり、個人的に判断しても、総合的なやはり意見を持ち寄つて、その検討の結果を出されるんですから、いま長官の御答弁になつたことはわかりますけれども、長官、私、毎日毎日あらゆる新聞を読みまして、長官談話が出ぬことは、ほとんどここ一週間ほどないわけですね。しかし、あなた自分で新聞をこらんなるかわかりませんけれども、あなたの談話が変わつておるといふこと自分でお気づきになりませんか。終始一貫同じであるとお定でございますか。私は鍋島さんそのものよりも日本の科学の最高責任者としてのあなたの職責上、きつめて国民が心配しておるこの種の問題について、きのうときよつと変わつて、きよつと明日と変わるというところについて、きよつと不信感、不安感、こつちのものを抱くのではないかと懸念があるわけですね。ですから、いま論議しております。法律案は、アメリカの原潜と直接関係ございせん。関係ございせんけれども、将来の日本の核燃料一切を規制せんとする法律案ですから、自信のない科学技術庁が出された法案を、こつち

う現象が出てきてあそつてですかというところで簡単に賛成することはできぬわけですね。ですから、でき得るならばこの法律案等についてもわれわれにもじつと研究と勉強を、そつちしてその結論を出す機会を与えていただくと同時に、科学技術庁としても少し勉強なさるお気持ちはないんですか、一週間の間に目まぐるしいほどの結論が変わるわけですから、それは経済であれば日本だけで食べていくわけではありませんから、イギリスのポンドが日本に影響したりアメリカのドルが日本に影響したりしますので、日本の力でございせんといふことは、これはありましよう。しかし、事科学に關して、これがいけないんだといふことは洋の東西を問はず同じであらうと思つておるのです。その点はいかがですか。

○国務大臣(鍋島直昭君) 私もつと記者会見をしておりますので、そのつとそのつとの情報を入れて、それについてのまあいわけ考へ方を、これは個人的な見解を交えない場合もございまして、交える場合もございまいましようけれども、申しておりますのでございまして。したがつて、結論がそつち変わつておるといふふうには思ひません。ただ原因探求について全力を尽くして、日本の科学陣を動員しまして、私もそのほうの専門家でもございせんから、専門家の意見を聞きながら、専門家の五人の方をお願いをして原因探求に現在努めておるわけでございます。その方の報告を実は信用していくといふこと以外にはないわけでございます。ただ今回の問題が、非常に異常数値を発見いたしました以来、いろいろ手落ちもございまして、この点は深く反省いたしますが、少なくともその経緯の中において、いろいろな面でも放射能の問題を中心に人心に不安を与えた、あるいはわれわれの発表のしかたにおいて、反省すべきであると思ひます。しかし、少なくとも科学的な原因探求に今後全力を尽くしてまいりたい。そつちしてやはり将来をに、いわける原子力の平和利用については、これは日本の将来をやはりに、こつち

でなければあなたのところで繰入れかえをやるべきだと思ふんですがね。アメリカさんの言い分をうのみにしているわけですから。あなたそれをやる気ないの。

○國務大臣(鍋島直昭君) 原子力委員会は、いま言われるように八条機関といわれる諮問委員会でございます。そうして昭和三十八年かと思ひます。が、アメリカから御承知のとおり、軍艦は軍事機密に属しておりますので、立ち入り検査あるいはそのほかのことをできない制約はございませぬ、しかし、アメリカ側の出した入港に関するいろいろな条件、声明あるいはその他の審査をしますとともに、直接原子力委員会として、こういふ場合どうするといふいろいろなことをアメリカ側に通知して返事をもらつて、そうして慎重に審査した結果、そういうことが守られるならば、原子力潜水艦の入港は差しつかえない、こういふ答申を總理大臣に出しているわけでありませぬ。それによつて總理大臣は安保条約によるいわゆる施設供与の義務によつて潜水艦の入港を許しているといふのが実情でございます。

○阿部竹松君 ここは外務委員会でありませぬから安保条約を検討しようとは思ひませぬが、たとえば、ソードフィッシュ号が来ておつたときにアメリカの工作艦もおつたわけですね。六日に入つてきて八日に出ていくというのが十一日になつたわけですね。その理由、たとえば冷却水を放出したかもしらぬわけですね。しかし、日本のとにかく皆さん方のお調べになつたところは、その付近をぐるぐる回つただけで、別に原潜に立ち入ることでもできないし、工作艦に立ち入ることでもできない。それで一片のアメリカさんの言い分を信用する以外に現在はないといふことですか。そういうものがあれば、ソードフィッシュ号に立ち入るとかあるいはそれを修理するために入っている工作艦に立ち入るといふことは全然できないわけですか。全然そうせぬで、その船の周辺をぐるぐる回つて海水を調査しておつたといふだけにすぎない。それがアメリカが日本に示している安全性で

あり、それをうのみにした原子力委員会であり、それを決定した閣議であり、それを了承した科学技術庁、四段論法ですか、こういふことなんです。

○國務大臣(鍋島直昭君) いまのようなことで、原則的にいへば八条機関として、こういふ条件が守られるならば、あるいはアメリカが声明したものがそのまま実行されるならば、あるいは原子力委員会から提出したいろいろな条件に対するアメリカの返答がきておりますが、それらのことを総合し審査をして、そうして總理大臣に対して、これならば安全であるといふ見解を出して、それに基づいて一方は安保条約の施設供与の義務によつて原子力潜水艦が入るといふことを内閣總理大臣が許可をしておるといふのが実情でございます。

○阿部竹松君 安全保障条約反対の社会党と違つて、政府自民党は安保条約を締結した本人でもあつて、熱心な支持者でもあるわけですから、この場合安保条約を認めませぬ。したがつて、アメリカの言い分も認めませぬ。しかし、こういふ事故が起きた場合は、アメリカ合衆国とどういふ約束をしておるがために、君のところの潜水艦の入港はよろしゅうございませぬ。しかし、事あつたのおつしやる安全性と違つてはなにかといふことで調べることはできないわけですか。潜水艦が出ていってから、とにかく二日も三日もたつてからここで論争するなんていうことはおとなげない話で、もう少し国会で問題になる前に、き然として科学技術庁がやるべきであるといふふうに私は思ふのですがね。潜水艦が出ていってしまったから、海水も流れておる。ことすし、いままさ調べるといつたつてそれは無理ですよ。まあ藤波局長に言わせれば、台湾海峡かマラッカ海峡まで行つてお調べになるのかもしれないけれども、もうそんな物語はやめることにして、潜水艦が国会で論争にならうが新聞社がやかましく言おつて、き然とした態度で約束が違ふのじゃないかといふことでやられることはできないのか。あなたはきの

り衆議院で、あぶないものは拒否できるというお話ですが、あぶないかあぶないか調べることもできないで、あぶなくないと言ふことはできないわけですね。潜水艦が出て行つてから三日もたつてから、あぶないものは拒否できるというのでは、これは得心できない御答弁だと思ひます。

○國務大臣(鍋島直昭君) 私が衆議院で申し上げましたのは、アメリカの協定、声明等に違反したことが明白である場合、それをたてに入港を拒否することができ、こういふことでございます。したがつて、原因探究によつて、これはあくまでもアメリカが確かにこれのほうを流したと言ふか、あるいはわれわれの資料によつて、アメリカの潜水艦がはつきりこれを出したということが立証せられ、アメリカもこれを認めるというふうな形になれば、拒否することはできると思ひます。しかしながら、現段階においてはまだそういう原因探究の段階でございますので、その点は明確ではございません。ただそういう疑いもある、可能性もあるという段階で、まことに残念でございます。あるいは明確にそれを立証することができ得ないという段階でございますので、この点をひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 アメリカはソードフィッシュ号について、おれのところの潜水艦の責任であるといふことは永久に言わぬと思ひます。長官はどう思つておるか知りませぬけれども、私は永久に言わぬと思ふ。たとえば昨日のジョンソン大使の言明、これも新聞報道で私訊んだにすぎませぬから、もし間違つておつたら指摘していただきたいのですが、長官はどうお考えになつておるかかわかりませぬけれども、アメリカは永久に、佐世保の放射能が何千カウントあるが、とにかくこれはわが国のソードフィッシュ号の責任ではございませぬといふことを終始言い続けるであらうといふことを私は思つておる。そこで私が長官にお尋ねしたいことは、アメリカが何と言おつて、わが国の国民が何と言おつて、純粹に科学技術と

して、あるいは科学者として、だれがどこをやらしたかといふことが明確にできぬものかといふことを考へるわけですね。そこで、いかに長官と、アメリカがやつた、いや調べてみなければわかりませぬといふことをやつても水かけ論争でありませぬ、きのう衆議院でやつたような論争を私は繰り返そうとは思ひませぬ。私は日本の科学も進歩しておるわけですから、日本が一番進んでおるのは経済で、二番目が科学で、一番おくれおるのは政治だ、こういわれておるのですが、その進んでおる科学の力で、これはジョンソンが何と言おつて、佐藤さんが何と言おつて、これはこういふうらやみわけだと言おつて、それだけの日本の科学の力がなにかといふことです。日本の科学技術の進歩からいへば、ジョンソンが何と言おつて、日本社会党が何と言おつて、鍋島さんはこの一週間神経衰弱になるくらい苦勞されておるようですが、科学の力はアメリカも否定できない。これをどうするかといふことに關しては政治的な配慮も入るでしょう。これは何々の責任ですといふことを日本の科学の力をもつて断定できぬかと思ふのです。それが断定できれば、きのう衆議院で論争になつたように、アメリカの潜水艦は困りますよ、どうぞいらつしやいといふことができぬわけですね。日本でも、世界で初めてできた原子力商船のサパンナ号に就いて日本でもそういうことをやつておるわけですが、そんなことになつたらあぶなくて、どこから放射能が出てくるかわからないといふことになつたら、日本に商船ができたとしても、日本の国内の港へ拒否するよふな状態になるかもしれないよ、日本の科学の進歩の状態をひとつお尋ねいたします。

○國務大臣(鍋島直昭君) その意味におきまして、実は日本の科学者の、われわれのできる範囲の努力をして、それこそこの原因探究に当たつておるわけでございます。ただ、きのうの中間報告では、先ほど申し上げたよふな結果しか出ておりませぬので、さらに研究を続けていただくといふことになつておりますし、これは考え方によつ

て、いろいろな情報をそのまま渡す波さぬは別として、アメリカから調査団が来ますから、それに対しては資料の要求なり、あるいは見解をたずなりというものを研究を進めていくということにしたいと思ひます。

○阿部竹松君 いまの科学の力についてあとで藤波局長からも御答弁いただきたいわけですが、そうしますと、長官は、外務省を通じておやりになったら……技術庁で直接おやりになることもあるかもしれませんが、アメリカが、ジョンソンさんの言うのと違う資料を出したり、違う素材を提供するということに判断しているんですか。

○国務大臣(鍋島直昭君) 現在のところは、日本が必要とする資料をアメリカに要求をするというところまでございまして、どうも要求をするかせぬか、まず色をつけないで私は考えてまいりたいと思つております。

○政府委員(藤波恒雄君) 一般的にいまして、日本の技術のレベルというのは私は高いと考えております。しかし、今回の場合のように、相手のものが軍艦であるというような関係からは、やはり情報の入手に限界があるという事を言わざるを得ないのじゃないかと考えます。したがうして、最後の段階では想定をまじえての判断をせざるを得ない、こういふうちに考えられます。

○阿部竹松君 なるほど日本の科学技術の水準は高い、しかし技術庁にはおらぬわけですね、今度調査に行かれた人は、さっぱり科学技術庁のえらい人の名前を見ないから、科学技術の水準と科学技術庁の水準は違ひもありません、これは望ましいかも知れません、技術庁だけ飛び上がつて高くて下が低いよりも望ましいかも知れぬが、私は、局長残念だと思ひ、もう少しあれだけの問題は、技術庁から原子力局長の下にいる部長、課長さん方がさつと行つて、これはもう鍋島さんが何と言おうが別として、純然たる科学者の立場から、これはこうしなければならぬ、これはこういふ結果だ、これはこうですよ、リーダーでもありません、あるいは冷却水でもございませぬ。こういふ

ような結論を出すくらいは科学技術庁は力があると思ひたいのですが、しかし、実際、残念ながらさういふことがない、ですから、この法案についても、さいぜんから申し上げるとおり、賛成なんだが、これでだいたいふぶなものかなあ、科学技術基本法についても八カ年かかって、三日か四日か前にやっと衆議院に提出したので、日本は基本法の好きな国だから各省で基本法を出すためにも出したい、熱心じゃない。したがつて、さういふ点について、一体どうするかという事を長官にお尋ねしたいのですがね。

○政府委員(藤波恒雄君) その前に……私どものほうにもそれなりに優秀な技術スタッフはおると考へておるわけでございますが、まあ今回のように格別の場合には慎重を期するために、やはりさらに外部の専門家の知恵を借りることが適切であると思つておるわけでございます。

○国務大臣(鍋島直昭君) 原子力局長の答弁のとおりです。

○近藤信一君 ちょっと関連して。いま阿部さんも言つておられましたように、多くの科学者を網羅していろいろといま調査中なんです、一体これは出港してからわあわあ騒いでおられるわけですが、科学技術庁として一体この結論というものはいつごろ出せるか、この点はどうですか。

○国務大臣(鍋島直昭君) 私がいつごろまで出せと命令するわけにはまいりませぬけれども、現在まままでいけば、いわば海水調査と、それからいま持つておるデータのいろいろな海水調査の分析結果が出てくること、それからいま持つておるデータのいろいろな面を検討を加えながらいけば、あと一週間くらいあるは十日くらいかかるだろうというふうには言つております。それで結論がどう出るか、これは私としてもわかりませぬ、わからぬものはわからぬというふうに出るのか、あるいは明確に出るのか、その辺は私としては聞いておりませぬ。

なお、実はきのうから御承知のように、新聞等にも出ておりますように、アメリカから調査団等も参りますので、これによって多少時日の変更はあると思ひます。

○近藤信一君 そのいま長官言われましたように、アメリカの調査団も来ると、でも、もう来たのですかそれは。アメリカの調査団と一緒にいつに調査をするか、さういふことですか。

○国務大臣(鍋島直昭君) いえ、さういふ意味ではございませぬ。アメリカはまあ専門家を派遣するといふ形でございますから、こちらとしては独自の調査を進めます。しかし、向こうに対して資料の要求なり見解を聞くなりあるいは会議を開いて討論をするといふ形でございますが、あくまで、きょう閣議でもはつきりいたしました、日本における調査といふことで進みたいと思ひます。

○近藤信一君 やはり私はいま長官言われましたように、日本の科学者を網羅して十分研究、調査して、独自の調査をやると、さう言われたから、私はそれでいいんですが、やはりこれは国民が一番いま当面している問題で心配している問題なんです、日本は日本の独自の調査結果といふものは、これはすみやかにできるだけ早く国民の前にはつきりとすべきであると、私はさう思つておる、その点ひとつよろしく願ひします。

○阿部竹松君 近藤委員から切なる要請があったのですが、おそらくそれは不可能であらうと思ひます、同じ覚であるけれども、それができるのだつたらもうすてやつておるはずですよ。できないうがために十日たつてもここで論争しなければならぬといふことではなからうかと、私は結果論をさう申し上げたいのですが、ただきわめて残念なことは、これは与党あるいは政府にとつても言えることではしやうけれども、佐世保の市長さんなんかは熱心な原潜入港支持者だつたのです、あんな熱心な原潜入港支持者すら、かんかんにおこつてしまつて、私はだまされたと言つておる。さうすればこの原潜は原潜でこれは一応ピリオドを

打つたとして、日本の平和利用するこの原子力に對し、国民にまた二十年前の長崎あるいは広島の問題を思い起こさせるような事件を今起こしたのではないかと。科学技術庁に力がありさすれば、きびきと片づけて、ほかの、学校の先生が何か知りませぬけれども、それを頼んでいつて調査研究しなければ結論が出ないといふようなことになしに、この問題はさうだといふことを直ちに明らかにすれば、国民は日本の科学といふものはやはりたいしたものがある、さういふことになつたであらうと思ひけれども、しかし、さういふようにスミーズにいかなくつたところに私は野党の一員でありますけれども、きわめて残念だと思つておる。したがつて、原子力発電等についても各地で設置についていろいろな問題が起きておる、さういふ問題についても一とんざを来たしたのではないかと、さういふことで、きのうの石炭がきのうの石油であり、きょうの石油がきのうの原子力だといふように私は考へておつたのだが、これはきわめて遺憾なことであるといふように判断するわけですよ。

そこで法案の中身のお尋ねですがね。大体日本でどのくらい——平和産業に利用するといふことで、ほとんど九五％は電気に使つておるのです、がね、どのくらい、三年計画でも五年計画でも十年計画でもけつこうですが、どのくらい原子力発電ができて、どこどこを、科学技術庁として——といふよりも政府といつたほうがいいかも知れませぬけれども——お考へになつておるか。

といふことは、五年後には五百萬トン、十年後には一千万トンのとにかく燃料を使用するので、それを規制しなければならぬといふ法律ですから、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(藤波恒雄君) 現在の長期見通しでは、昭和五十年までに約六百萬キロワット、それから昭和六十年までに三千万キロワット——四千万キロワット程度の原子力発電所が建設されるであらう。それに必要とされます核燃料につきましても、原料の量で申しますと、昭和五十年までに累積一萬三千トン、昭和六十年までに累積九萬トン

もあるわけでございますから、一本化する事は非常に困難であろうと思えますけれども、日本におけるその加工工業というものが、実際有効に行なわれ、いわばいい競争のもとに特徴を出して進められるように、これは原子力委員会等で十分検討をして許可をするという形で進めたいと思えます。

○阿部竹松君 最後に、私の要望というか、社会党の希望というか、申し上げておきますが、前委員会でも触れたと記憶しておりますが、やはり科学技術庁としては、大臣は、これは党の關係、あるいは諸般の事情あつて交代になるのも、私個人としては望ましいとは思いませんけれども、しかしそれはやむを得ないと思つたとしても、これは総理大臣に対し申し上げることですから、ここで言うべき筋合いではございせんから申し上げませんけれども、やはり二年三年お続けただきだということも希望の第一点。それから、局長さんはじめ部長さん課長さんまで御苦労ですがね、やはり通産省から科学技術庁へ行き、科学技術庁から経済企画庁というふうになつてきたるわけです。これもやはり職員全体のお仕事から見てやむを得ないと言へばそれまでですがね、やはり何といつても一年二年では仕事に身につかぬと思つて、したがうして、特に行政手腕もま

ることながら、やはり結局は実務の面で一年や半年では仕事に身にならぬ。そういうようなところから、大学に職を置く、教授になるまで早く三年おそくて七、八年間助教授であり、総長になれば別ですが、やはり教授ということで十年二十年もおつとめになつておるわけです。なかなかこの人たちと対抗して勉強しお仕事なさるといふても、これはやっぱり困難であらう、こう思つて、この種の問題をとことんまで論議したいわけですから、私もさういふ先生方にもお会いして、この種の問題をとことんまで論議したいわけですから、これで質問終わりますが、特に機会があれば総理大臣に申し上げますが、やはり将来の科学という問題について、鍋島長官に仕事のあり方について

格段の御検討をお願いしたい。それからお佐世保の問題については、私も外務委員会、本会議で明日お尋ねすることになつておりますから、本問題についてはこれ以上触れさせないけれども、やはり何といつても国民の心配のないように、一刻も早く処置をとられることが一番いいのではないかと考へます。以上で私の質問を終わります。

○委員長(金丸富夫君) ほかに御質問ございませぬか。—それでは他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。—別に御意見もないようございませぬか。討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(金丸富夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。なお、本案の議長に提出すべき報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと思つておりますが、御異議ございませぬか。

○委員長(金丸富夫君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。次に、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(熊谷典文君) 割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

割賦販売法は、割賦販売及び割賦購入あつせんにかかるとして、その健全な発達をはかることにより、商品の流通を円滑にし、国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和三十六年に制定されたものであります。今回の改正案は、同法の規定のうち、当面緊急に改善措置を講ずる必要のある前払い式割賦販売業にかかるとして、改正しようとするものであります。

この改正の対象となる前払い式割賦販売は、最近急速な伸びを示し、現業者数は二百をこえ、前受け金残高は、現シ二百四十六億円、手編み機九十二億円、家庭電器器具百二十億円、家具及び楽器百三十三億円等合計約五百八十億円の規模に達しております。

しかしながら、このような目ざましい伸長の反面、倒産事故も次第に増加し、多数の購入者が不測の損害をこうむるような事例も発生し、また、この制度に関連する苦情も、契約解除の際の返還金の支払いの遅延に関するものを中心に通産省の苦情処理窓口等で受理するもののみで年間約三百件に達するような状況に立ち至つております。

これがため、政府におきましては、従来、業者の経営体質の強化及び業務運営の改善のため積極的な指導を行なうほか、倒産事故に際しては業界の相互扶助等による購入者の救済をはかり、また、苦情の申し出については紛争解決のための仲介を行なう等、消費者保護の見地から各種の措置を講じておりますが、これらの行政指導にはおのずから限界がありますので、今回この法律の改正をお願いすることとしたものであります。

この改正案の作成にあたりましては、昭和四十年十一月から割賦販売審議会において検討を重ね、昨年四月五日に答申を得ておりますが、この

改正案は、ほぼ答申の結論を忠実に法文化したものであります。次に、主要な改正点につきまして、提案理由説明の順序に従つて補足的に説明いたします。

第一の改正点は、前払い式割賦販売業の登録制を許可制に改めることとした点であります。これは、申し上げるまでもなく、財産の状況または業務の方法が適正でない業者にはそもそもこの方法による営業を許すことが適当でないと考えたためであります。

これがため改正案では、許可の要件として前払い式割賦販売業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有することを加えております。これは、現行法のような形式的、外観的な基準のみではなく、許可の申請を行なう者の実態により一そう立ち入つて財産的基礎の有無を判断するためのものであります。したがつて、判断にあつたつては、当該企業の経常収支、負債等の状況、一定期間の業務計画等を参照しつつ総合的に行なうこととしております。

次に、許可の要件としては、前払い式割賦販売契約約款が購入者保護のための一定の基準に適合することを加えております。これは、約款には購入者に一方的に不利を課するものが多く見られ、しかも、契約の締結に際して購入者が約款を詳細に検討することはきわめて少ないため、解約に伴う前渡し金の返還等の問題を中心に紛争が頻発しておりますので、この状況を是正するため、約款を許可の際の事前審査にかからしめることとしたものであります。

第二の改正点は、前払い式割賦販売業者の営業保証金の供託義務を強化し、購入者の債権保護を強化することとした点であります。現行法においても、主たる営業所につき十万円、従たる営業所または代理店につき五万円の営業保証金の供託義務を課しておりますが、この金額は、倒産のような事態においては、購入者保護には十分とは言えない状況にあります。そこで改正案は、前受け金残高の三分の一に相当する額を、購入者への優先

権を有するものとする点であります。これは、約款には購入者に一方的に不利を課するものが多く見られ、しかも、契約の締結に際して購入者が約款を詳細に検討することはきわめて少ないため、解約に伴う前渡し金の返還等の問題を中心に紛争が頻発しておりますので、この状況を是正するため、約款を許可の際の事前審査にかからしめることとしたものであります。

第四一六二号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社の労働者の処遇に関する請願

請願者 札幌市真駒内南町三丁目 後藤慶造 外六十二名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六三号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 東京都西多摩郡福生町福生一、五三〇 斎藤六男外五十一名

紹介議員 木村 禮八郎君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六四号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 長崎市小ヶ倉一ノ九五〇ノ五 木下伊勢男外三十三名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六五号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 東京都分寺市西恋ヶ窪一ノ五二二 庄司和夫外四十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六六号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 福岡市平尾新川町二五 黒木ヤス子 外百二十六名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六七号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 山形市長町東浦八ノ九 田沢正彰 外八十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六八号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡東山町長坂字町裏 一七ノ一 小岩敏雄外九十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一六九号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 愛知県渥美郡渥美町大字保美 古川美徳外七十一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一七〇号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 奈良県生駒郡生駒町後口一、七五〇ノ三 冬木武久外七十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一七一号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 大阪市東住吉区湯里町三ノ二九八ノ二 近藤俊一外八十八名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一七二号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘二ノ五二ノ八 千葉惇三外五十一名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一七三号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 香川県高松市宮脇町一ノ二ノ二 田中剛司外七十六名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一七四号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願(十一通)

請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘四ノ二八ノ一 一 荒井肇外八十一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四一七五号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 東京都府中市八幡宿北七七四 池田鉄次外九十六名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四二一九号 昭和四十三年四月二十六日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 神奈川県小田原市南板橋二ノ二四九 菅原昭外七十一名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四二四八号 昭和四十三年四月二十七日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 東京都国立市国立西区二五〇 鈴木敏三外七十八名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四二四九号 昭和四十三年四月二十七日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願(三通)

請願者 神奈川県川崎市新丸子町七二〇 成田研二外七十三名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四三〇二号 昭和四十三年四月三十日受理
北海道地下資源開発株式会社労働者の処遇に関する請願

請願者 名古屋市中種区屋ヶ丘二ノ三五 小川忠夫外八十二名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第三五八四号と同じである。

第四二七四号 昭和四十三年四月二十七日受理
盲人世帯に対する家庭電気料金の低減に関する請願

請願者 東京都新宿区諏訪町九六社会福祉

法人日本盲人会連合会長 金成甚

五郎

紹介議員 金丸 富夫君

盲人世帯に対する家庭電気料金を五割引とし、又は動力料金なみに低減するよう、法制を改正し、又は政府及び電力会社に勧告されたい。

理由

盲人は一般人に比べて電気の必要度が高いが、急激な物価の上昇のために盲人世帯は窮地に立たされ、このため、電気料金の支払いにこと欠いて供給を制限される事例も出ている。

電力会社に低減方を交渉したところ、会社側は、法規で制約されているが、改正されれば可能であると回答している。

昭和四十三年五月二十一日印刷

昭和四十三年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局